

ニセコ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリックコメントについて

ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定により平成22年2月16日から2月25日を期間として上記条例案を縦覧し3件の意見を得たので公開します。

意見提出の方法	意見内容	意見提出の理由	当該意見に対する対応
文書	<p>日本国憲法、ニセコ町まちづくり基本条例、男女共同参画社会基本法の携帯用ポケット版の作成と町民配布を要望する。</p>	<p>まちづくり基本条例はまちの憲法として誇るべきものであるが、町民に浸透しているか疑問である。 また、日本国憲法もまちづくり基本条例も私たちの基本的人権を守る基礎であり、男女共同参画社会基本法は、日本において我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。</p>	<p>まちづくり基本条例の町民への啓発については、条例改正として対応するのではなく、条例の運用として対応します。については平成22年度内にまちづくり基本条例のポケット版を町民等に配布すべく検討します。 なお、まちづくり基本条例は町民と行政の情報共有、町民のまちづくりへの参加の権利を保障する町独自の条例です。このため、町による啓発が必要であると認識しております。一方で日本国憲法及び男女共同参画社会基本法については、日本国全体の法律であり、今回のまちづくり基本条例改正に伴う啓発とは別に議論すべきと考えます。</p>
メール	<p>第31条第2項について、「2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性及び特定の個人に偏らないよう配慮するものとする。」とする。</p>	<p>特定の個人の「やる気」を否定する主旨ではない。また、公募委員のなり手が少ない現実もあるが、過剰に重複することには疑問がある。</p>	<p>審議会等の委員を選定する際は、基本条例の規定により公募枠を設けています。一方、公募以外の枠については、条例等で定められた役職(いわゆる「あて職」)で構成する場合のほか、地域性、職域、各種団体の代表者などから広く選定するよう配慮しています。 公募の場合は、本人の意思により応募するものであり、また、あて職により構成する場合も、多少の重複はやむを得ないものと考えます。 ただ、今回の改正では、女性の選定に配慮することとなります。役職(各種団体の代表者など)を務める方はやはり男性が多い現状ですが、女性の登用が増えることにより、あて職による男性の選定が減り、延いては特定個人の重複が減少することとなります。 これらのことから今回の改正案では「特定の個人」についての規定は設けないこととします。</p>
口頭	<p>第54条について「町は、条例を制定し、」とあるが「町は、まちづくりに関する条例を制定し」と改め、「重要」のみを削除する方が良い。</p>	<p>改正案を施行すると第54条第1項第1号から3号に該当しない全ての条例について、その制定改廃の段階で参加と、公表を要する。 しかし、条例によっては、参加及び公表の手続きまでは要しないと解すべき条例があり、「まちづくりに関する」規定を残し「重要な」を削除することで、条例改正の主旨に準じた改正となる。</p>	<p>条例の第54条は、まちづくりに関する条例の制定・改廃に際し、町民の参加を求め、又は意見を聞くという原則です。しかし、これまで第54条中の「まちづくりに関する重要な条例」という部分を広く適用することで、参加等の手続きを行わない場合が多くありました。今回の改正はこのことを改善するために行うものです。 しかしながら、今回の改正案を施行すると、参加・公表を必要としない条例までもその手続きを行うこととなります。このため、ご指摘の案を採用し、第54条第1項から「重要な」という文言のみを削除することで改正案とします。</p>

